令和６年１０月３日

館山市教育委員会
教育長　石　井　浩　己　様

館山市スポーツ推進審議会
会　長　下　妻　洋　也

社会体育施設使用料の見直し等について（答申）

このことについて，令和６年１０月３日付け館教ス第１２号で諮問のあった各事項について，慎重審議の結果，下記のとおり答申します。

記

（１）社会体育施設使用料の見直しについて

改正案を適当と認める。

〔説明〕

社会体育施設使用料の見直しについては，「第４次館山市行財政改革方針」に基づき実施するとのことであり，市の目指す財政収支の均衡を図る上で必要であるとの説明があった。

更に，使用料の見直しにあたっては，平成２９年４月の改定から５年以上経過し、令和元年台風被害やコロナウイルス感染症の状況が落ち着いたことや，令和元年に実施された消費税率の引上げや今後の財政状況を考慮し，「使用料・手数料の設定に関する基本方針」に基づき算定したとの説明があった。

現状における受益者負担の適正化を図る上でも改正案は妥当であると判断する。

（２）ネーミングライツ導入について

適当と認める。

〔説明〕

ネーミングライツ導入についても「第４次館山市行財政改革方針」に基づき実施するとの説明があった。今後の財政状況を考慮し，持続可能な施設運営に向け，使用料の見直しに加え，更なる財源の確保としてネーミングライツ導入は妥当であると判断する。

館教ス第１２号
令和６年１０月３日

館山市スポーツ推進審議会　様

館山市教育委員会教育長　石　井　　浩　己

社会体育施設使用料の見直し等について（諮問）

館山市スポーツ推進審議会設置条例第２条第７号の規定により，下記事項について諮問します。

記

諮問事項

（１）社会体育施設使用料の見直しについて

（２）ネーミングライツ導入について

諮問［諮問事項］
①社会体育施設使用料の見直しについて

＜改定方針＞

館山市の目指す財政収支の均衡を図るため，「第４次館山市行財政改革方針」に基づき，前回改定から５年以上経過している各種使用料・手数料の見直しを行う。

＜使用料の改定理由＞

１　「館山市使用料・手数料設定に関する基本方針」に基づく改定であること。
　①　各施設における受益者負担割合が依然低いこと。
　②　前回の見直し（平成２９年４月）から５年以上経過していること。
２　令和元年度の消費税率の引上げ（８％→１０％）において，使用料・手数料の見直しを行っていないこと。
３　今後の財政状況を考慮した中での改定であること。
　※　生産年齢人口の減少等による市税収入の落ち込みや社会保障や公共施設の維持管理費等の増加など

＜使用料の改定方法＞

専用使用（弓道場除く）の使用時間を１時間単位とする。市内料金は基本１．４倍を限度に引き上げを行う。市外料金は本市公民館及び学習等共用施設並びに近隣市町社会体育施設に揃え，市内料金の２倍とする。

＜使用料の改定案＞

現行使用料及び改定案は，「別紙１」のとおり。

＜改定の時期＞

令和７年４月１日

諮問［諮問事項］
②ネーミングライツ導入について

＜方針＞

館山市の目指す財政収支の均衡を図るため，「第４次館山市行財政改革方針」に基づき，更なる財源確保として社会体育施設にネーミングライツを導入する。

＜理由＞

「第４次館山市行財政改革方針」に基づき、今後の財政状況を考慮した中での導入であること。

※　生産年齢人口の減少等による市税収入の落ち込みや社会保障や公共施設の維持管理費等の増加など

＜対象施設等＞

１　対象施設と所在地

市民運動場　　館山市正木４３０４番地の２
出野尾多目的広場　館山市出野尾５３６番地の１

２　希望契約金額

年間５００,０００円（消費税等含む）以上

３　契約期間

３年以上１０年以下

＜導入の時期＞

令和７年４月１日以降